かながわボランタリー活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則

平成13年３月30日  
規則第61号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成17年３月29日規則第108号 | 平成20年３月31日規則第10号 |
|  | 平成22年３月30日規則第16号 | 平成25年３月29日規則第42号 |
|  | 平成28年３月29日規則第39号 | 平成30年３月30日規則第23号 |
|  | 令和３年７月20日規則第60号 |  |

かながわボランタリー活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則をここに公布する。

かながわボランタリー活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、別に定めがあるもののほか、かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第３条第１項に規定する財産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（基金に属する財産の管理事務の総括）

**第２条**　政策局政策部長は、かながわボランタリー活動推進基金21条例（以下「条例」という。）第３条第１項に規定する財産（以下「基金に属する財産」という。）の管理に関する事務を総括するものとする。

*一部改正〔平成22年規則16号・25年42号・30年23号〕*

（基金に属する財産の管理事務の分掌）

**第３条**　基金に属する財産の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、政策局政策部ＮＰＯ協働推進課が分掌する。

(１)　基金に属する財産の管理の総合調整に関すること。

(２)　基金に属する現金の管理に関すること。

２　基金に属する財産の管理に関する事務のうち、条例第３条第１項第１号の債権の管理に関する事務（その発生原因となる契約に関する事務を含む。以下同じ。）は、県土整備局建築住宅部住宅計画課が分掌する。

*一部改正〔平成17年規則108号・20年10号・22年16号・25年42号・28年39号・30年23号・　令和３年60号〕*

（債権管理事務の専決）

**第４条**　県土整備局建築住宅部住宅計画課長は、条例第３条第１項第１号の債権の管理に関する事務を専決するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者の承認を得なければならない。

(１)　履行期限を繰り上げようとする場合　政策局政策部ＮＰＯ協働推進課長

(２)　履行延期の特約をしようとする場合　政策局政策部長

(３)　契約の内容を変更しようとする場合（前２号に掲げる場合を除く。）　政策局政策部長

*一部改正〔平成17年規則108号・20年10号・22年16号・25年42号・30年23号・令和３年60号〕*

（必要書類の提出）

**第５条**　政策局政策部ＮＰＯ協働推進課長は、県土整備局建築住宅部住宅計画課長に対し、条例第３条第１項第１号の債権の管理の状況を把握するため、必要な書類の提出を求めることができる。

*一部改正〔平成17年規則108号・20年10号・22年16号・25年42号・30年23号・令和３年60号〕*

（委任）

**第６条**　この規則に定めるもののほか、基金に属する財産の管理に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第108号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第10号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日規則第16号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70　この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成25年３月29日規則第42号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第39号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規則第23号抄）

（施行期日）

１　この規則中第１条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年４月１日から、第２条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附　則（令和３年７月20日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。